

多重債務問題に係る地方自治体における取組に関する調査

調査結果

平成19年3月26日

金融庁・総務省

調査概要等

多重債務問題に係る地方自治体における取組に関する調査

調査概要：

多重債務者対策にあたり、多重債務者対策本部の議論において地方公共団体の役割をどのように位置づけるかについても検討事項の一つとなる見込みであることを踏まえ、多重債務者問題に係る市町村の取組状況等について把握するため、調査を実施。(本年2月21日に発出)

調査対象：

全国の市区町村 (1, 834自治体)

調査方法：

質問(資料5-2)について回答票に記入、提出する形で実施。

回収結果：

提出自治体数	1, 830
回収率	99. 8%

各問についての集計結果

1 現状について

Q1.住民からの多重債務問題(借金が重なり返済が困難になっている状態)に関する相談があった場合、主にどのような対応をしていますか(複数回答可)。

(①-1~3を選択する場合にはこれらのうち1つのみを選択可。同様に、②-1~2を選択する場合にはこれらのうち1つのみを選択可。)

() 内は自治体数

① 他の相談機関等への紹介※

- ①-1 他の相談機関等(都道府県、近隣の消費生活センター、弁護士、弁護士会、司法書士、司法書士会等。以下同じ。)を紹介する。
- ①-2 他の相談機関等に自ら連絡する。
- ①-3 紹介した他の相談機関等への相談に同行する。

② 相談者からの事情の聴取※

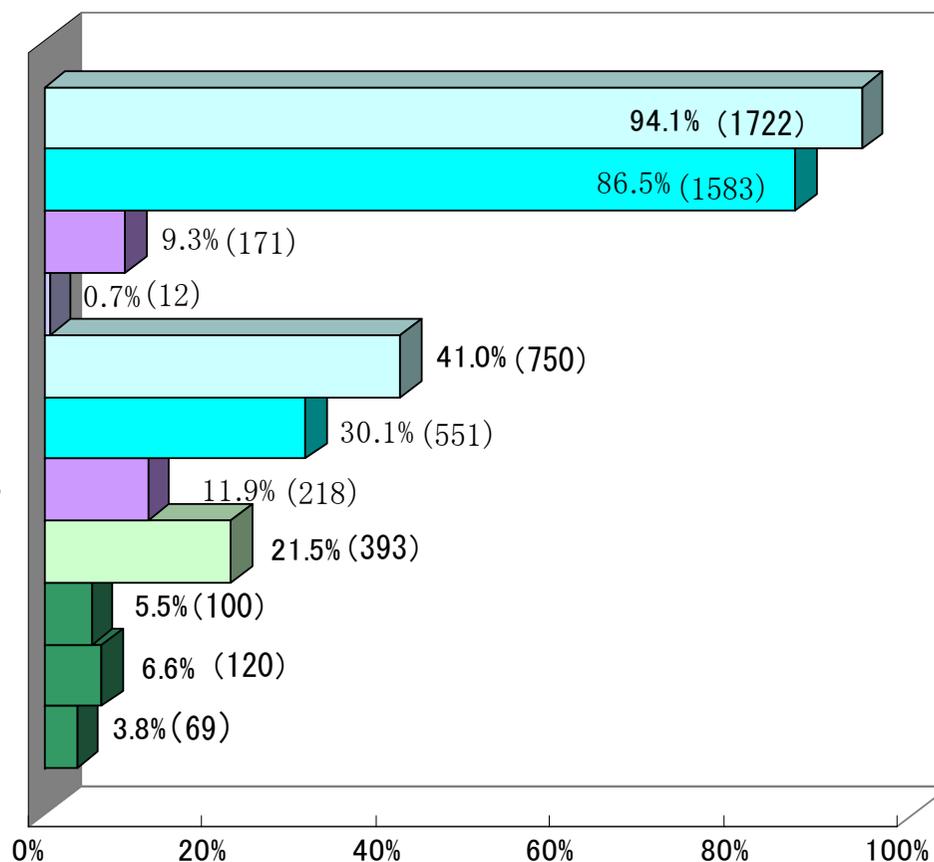
- ②-1 相談者から、多重債務に関する相談内容を丁寧に聴取する。
- ②-2 相談者から、多重債務に至った借入経過や原因等の聴取を行う。

③ 解決方法(任意整理、特定調停、個人再生、破産等)を検討・助言する。

④ 家計管理について相談・アドバイスを行う。

⑤ 上記以外にも何らかの対応をしている。

⑥ 特に何も対応していない。



※①-1~3と②-1~2のそれぞれのうち、複数を選択した自治体があることから、①、②の値は①-1~3又は②-1~2の割合の単純合計と異なる。 4

Q2.(Q1の③で「1」を回答した場合のみ)解決方法の検討・助言に際して、利息制限法の上限金利(15～20%)を超える金利の貸付けの残高を利息制限法の上限金利水準で計算し直す、いわゆる「引き直し計算」を行うアドバイスを行っていますか。

Q1. で「解決方法(任意整理、特定調停、個人再生、破産等)を検討・助言する。」と回答した自治体(393自治体)中、

「引き直し計算」を行なうアドバイスを行なっている自治体 → 215自治体(54.7%)

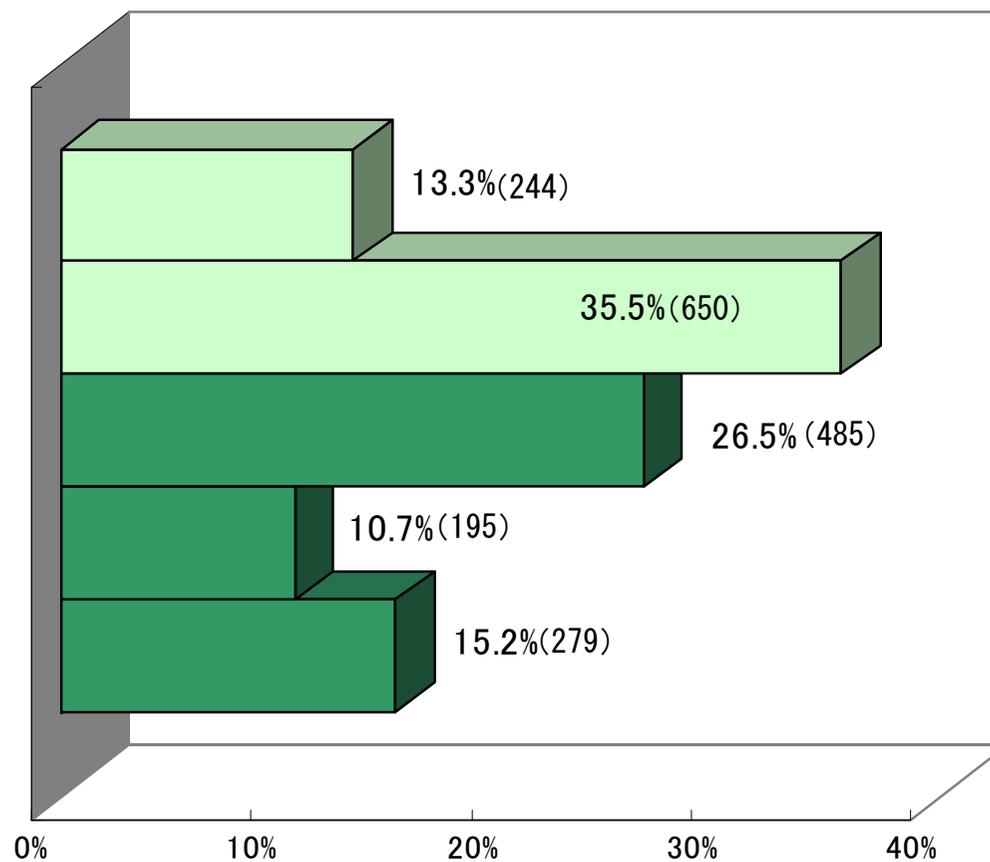
全自治体(1830自治体)中、

「引き直し計算」を行なうアドバイスを行なっている自治体 → 238自治体(13.0%)

Q3. 住民からの多重債務に関する相談に対してどの部署が対応していますか。

() 内は自治体数

- ① 消費生活センターを設置し、対応している。
- ② 消費生活センターは設置していないが、消費者問題の相談窓口を常設し、対応している。
- ③ 消費者問題の相談窓口は常設していないが、一般の住民相談窓口で対応している。
- ④ 特段、対応部署は決めていない。
- ⑤ その他

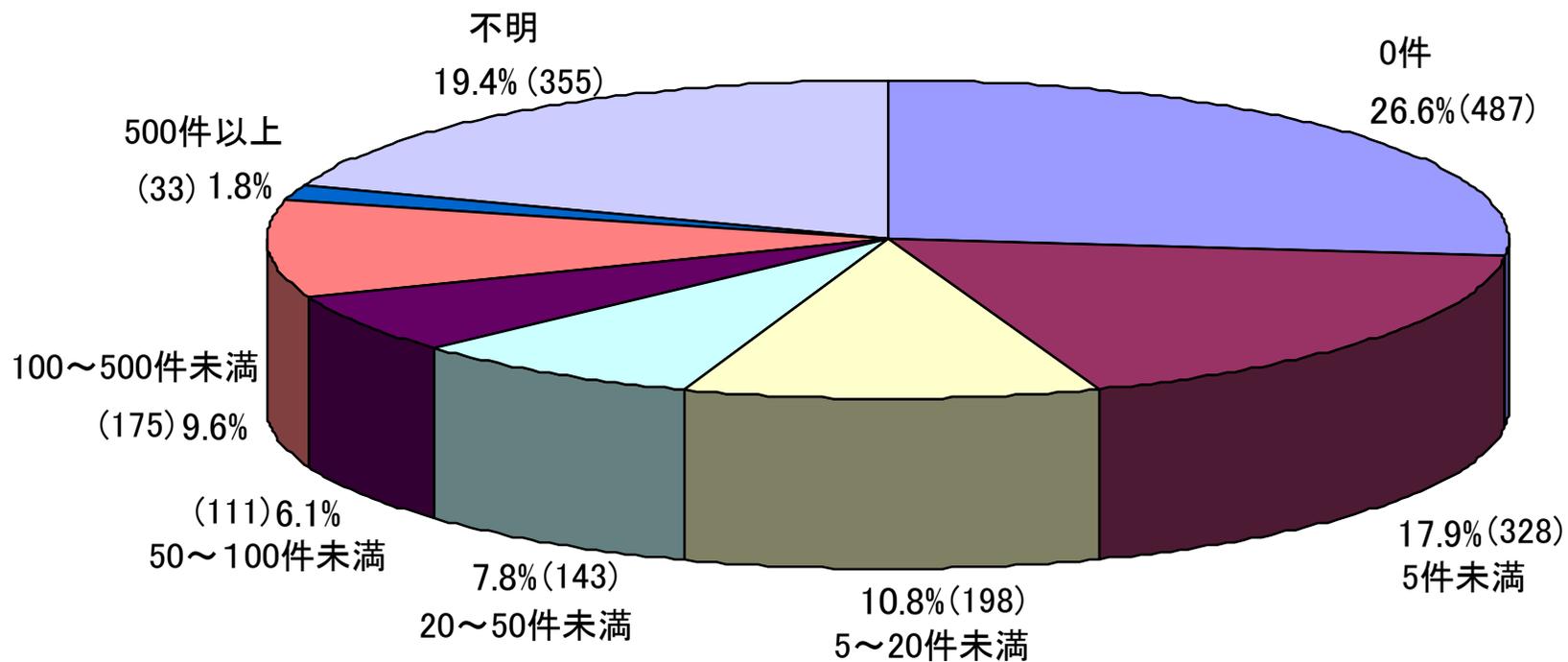


Q4.住民からの多重債務問題の相談は、年間どの程度ありますか。

全自治体の平均 54.6件 (不明を除く。)

件数ごとの分布

() 内は自治体数

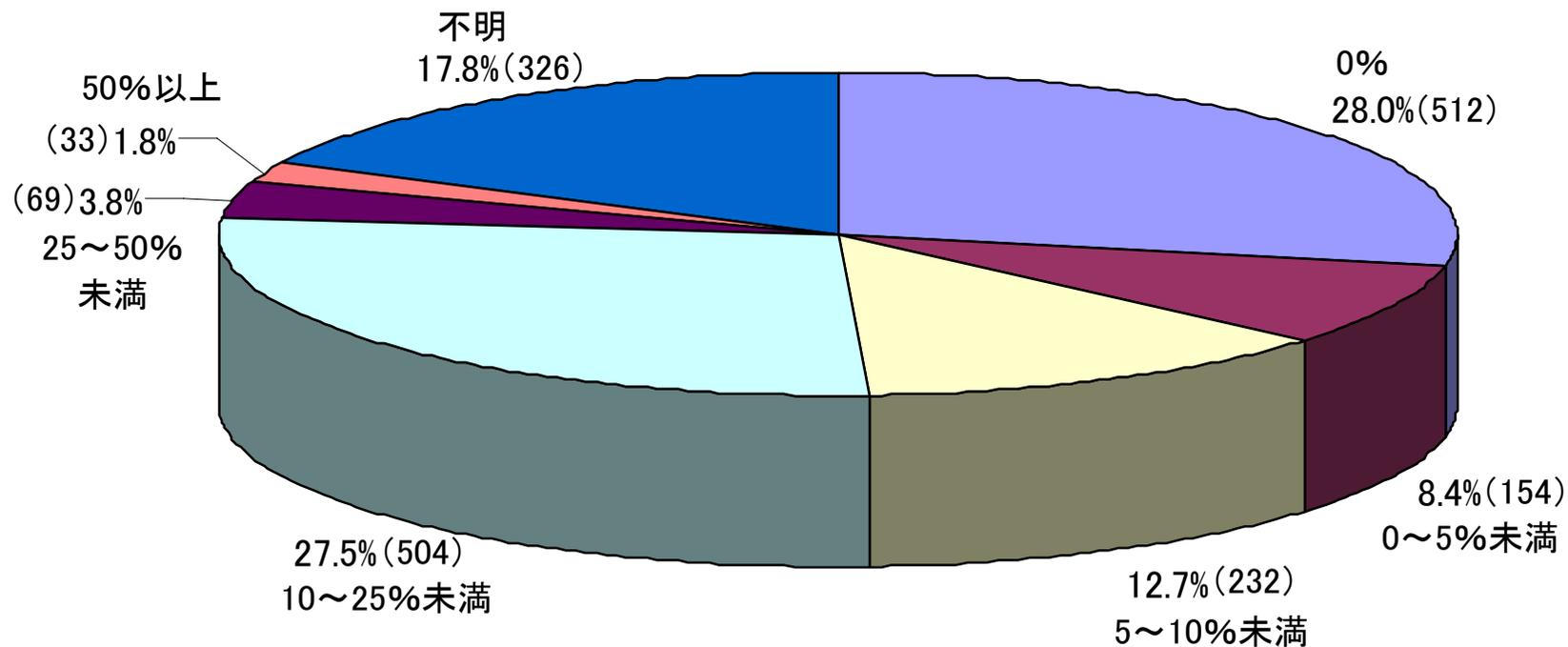


Q5.住民からの多重債務に関する年間の相談の件数が、全ての消費者相談の年間件数に占める割合

全自治体の平均 8.4% (不明を除く)

多重債務に関する相談の占める割合ごとの分布

() 内は自治体数

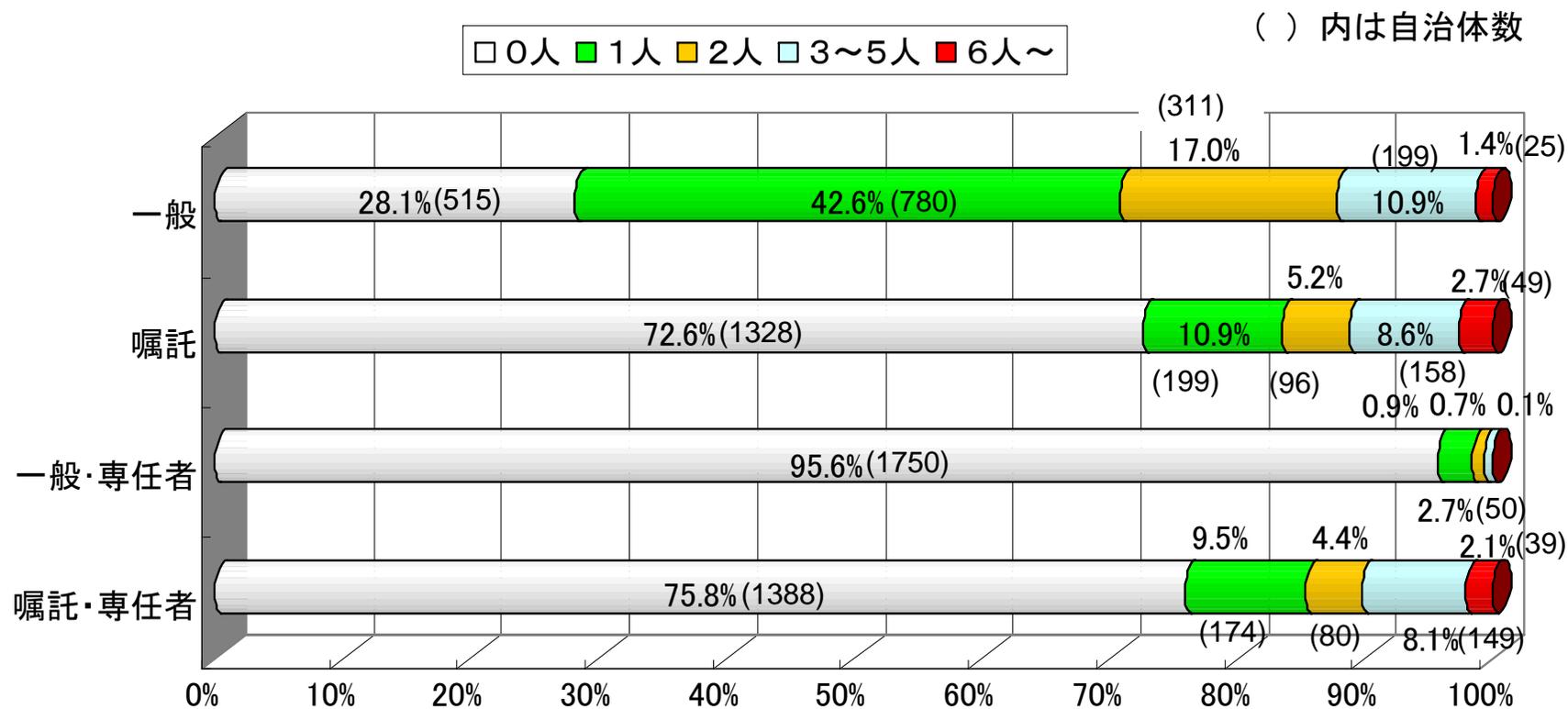


Q6.多重債務問題も扱う消費者相談にあたる担当者(一般職員・嘱託職員)の人数。
また、そのうちで相談の専任者(相談のみに従事する者)の人数。

全自治体の平均

(1)担当者・一般職員	1.2人
(2)担当者・嘱託職員	0.8人
(3)(1)のうち専任者・一般職員	0.1人
(4)(2)のうち専任者・嘱託職員	0.7人

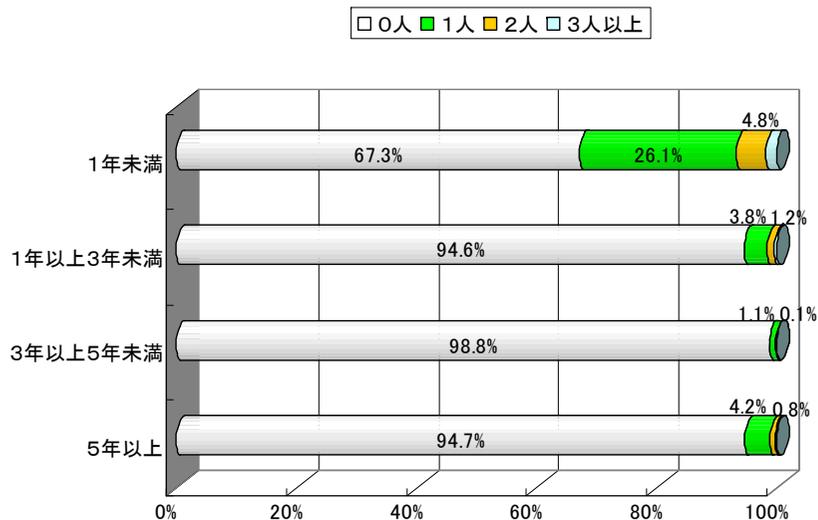
担当者数の分布



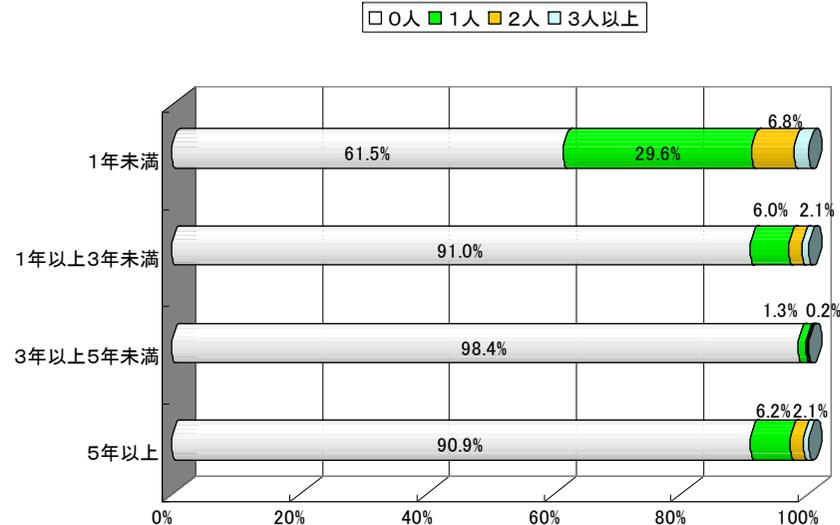
【参考】一般職員の専任者が1人以上いる自治体 4.4% (80自治体)、
嘱託職員の専任者が1人以上いる自治体 24.2% (442自治体)、
一般・嘱託を問わず専任者のいる自治体 27.5% (504自治体)

Q7. Q6の担当者、専任者の相談の経験年数を、一般職員、嘱託職員の別にお答え下さい。

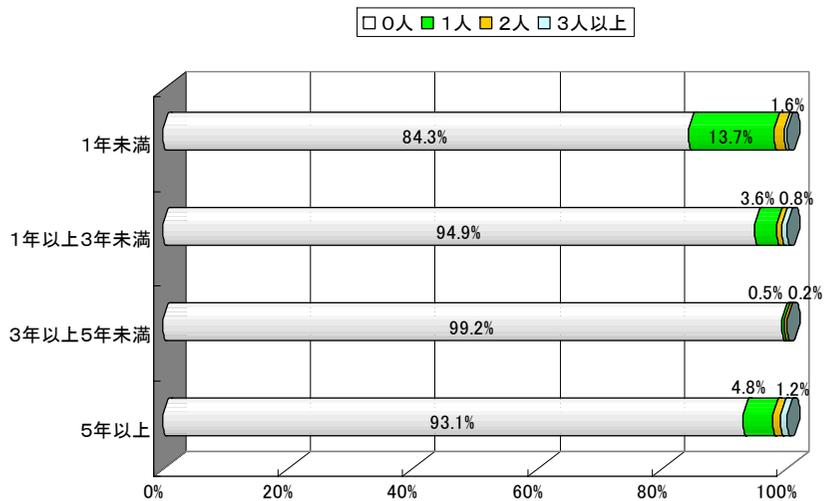
(1) 担当者・一般職員



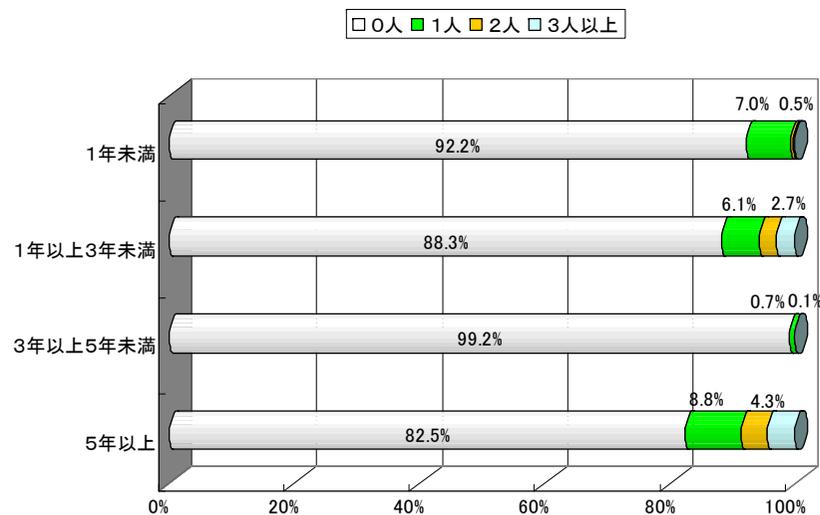
(2) 担当者・嘱託職員



(3) (1)のうち専任者・一般職員



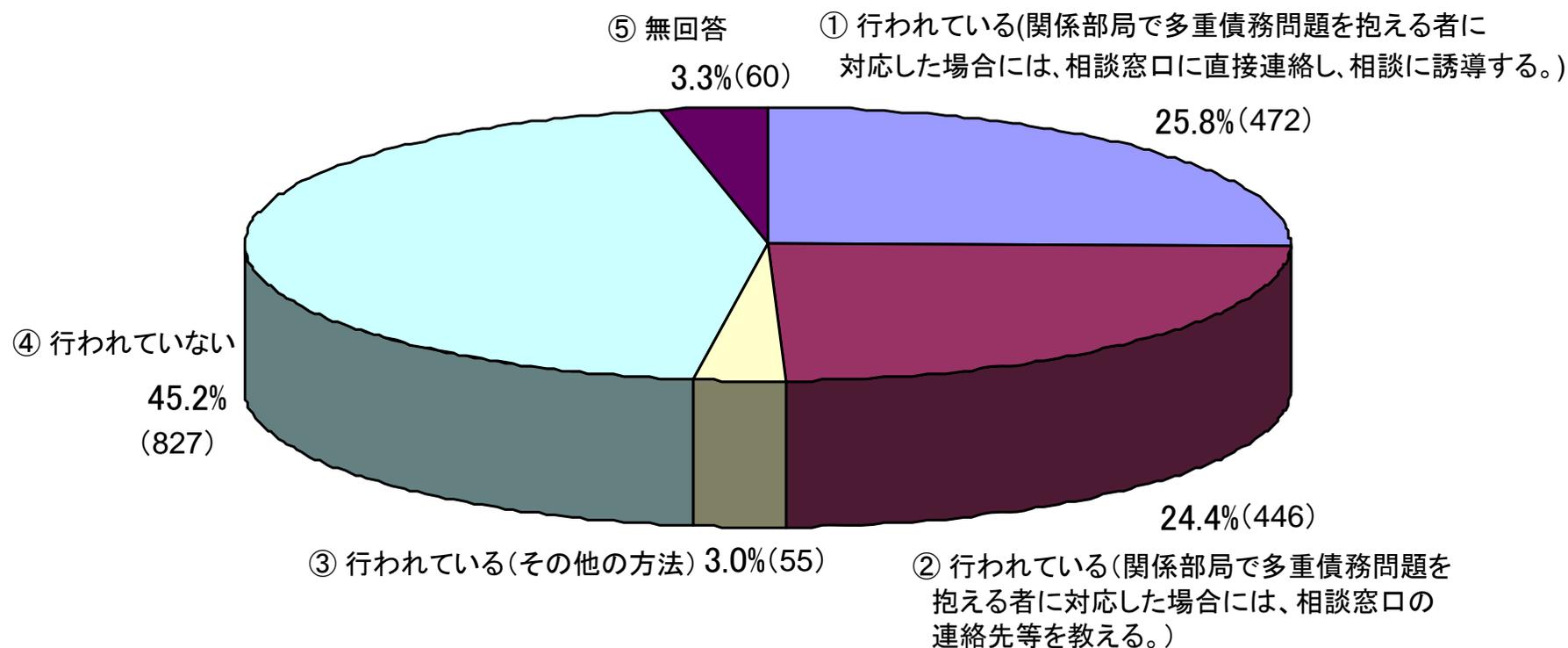
(4) (2)のうち専任者・嘱託職員



Q8. 多重債務問題の相談に際して、生活保護、DV(家庭内暴力)、公営住宅賃料徴収等の部局と連携は図っていますか(例:生活保護の相談に来た住民に多重債務問題の相談を受けることを促す等)。

() 内は自治体数

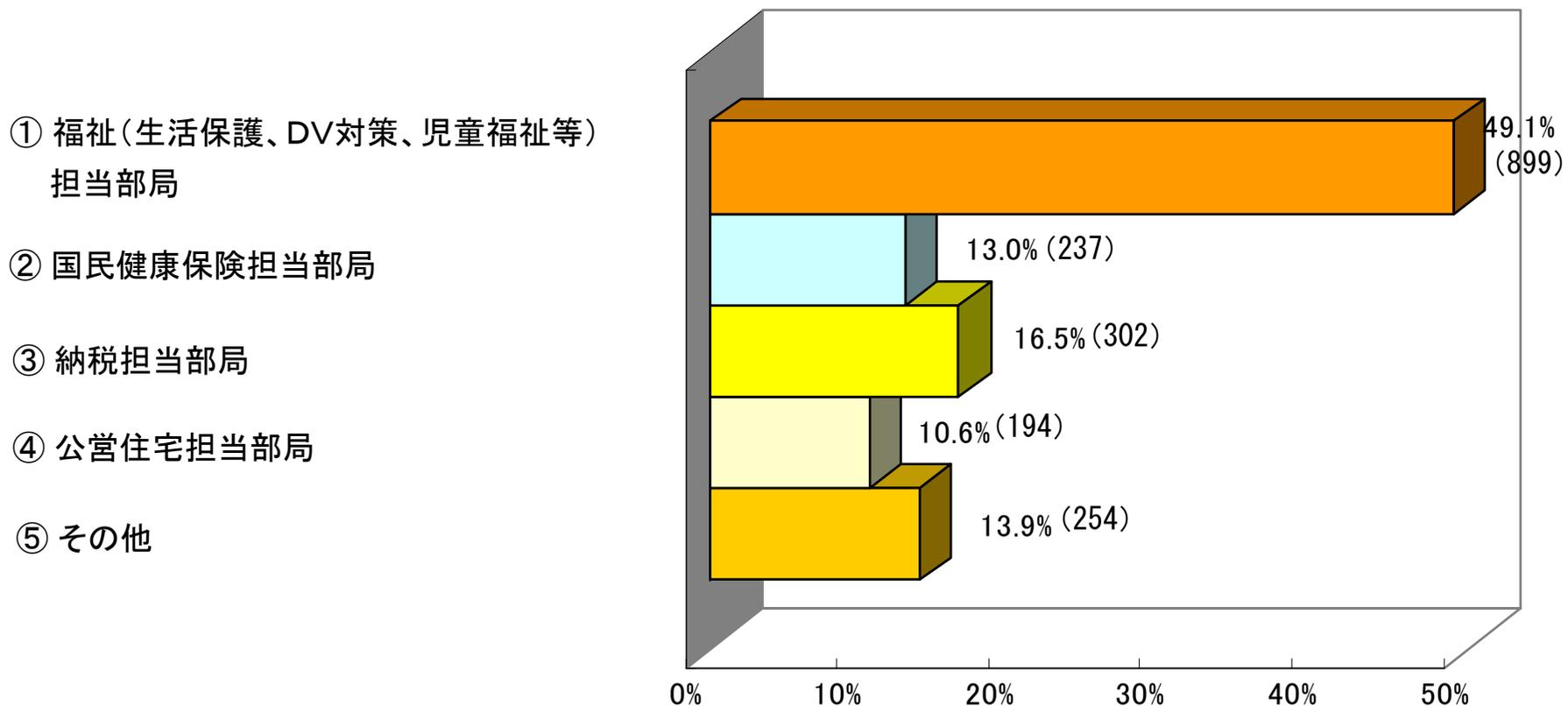
①又は②を選択した自治体数 48.9%(895)※



※ ①と②双方を選択した自治体があることから、円グラフ内の①と②を単純に合計した結果と異なる。同様に、①～⑤の合計は100%とならない。

Q9. 多重債務問題の相談と連携している部署はどこですか(複数回答可)。

() 内は自治体数



Q10.他市町村の住民の多重債務問題に関する相談を受け付けていますか。

相談を受け付けている自治体	17.7%
	(324自治体)

Q11.自治体が主催して、借金に関する消費者教育、学校教育を行っていますか。

借金に関する消費者教育、学校教育を行っている自治体

19.1%

(349自治体)

Q12. (Q11. で「はい」と回答した場合のみ)その頻度、内容はどの程度ですか。

(1) 消費者教育(一般市民が対象)の年間開催回数

10.9回 (Q11で開催していると回答した349自治体の平均)

(2) その方法について

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ① 主に自治体職員が講師となっている | 32.7%(114自治体) |
| ② 主に自治体が主催し専門家を講師に招いている | 67.9%(237自治体)※ |

(3) 学校教育(生徒・児童が対象)の年間開催回数

4.1回 (開催している138自治体の平均)

(4) その方法について

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ① 主に自治体職員が講師となっている | 51.4%(71自治体) |
| ② 主に自治体が主催し専門家を講師に招いている | 45.7%(63自治体) |

※(2)については、①と②の双方を回答した自治体があることから、合計が100%を超える。

Q13.市町村内における多重債務問題は深刻であると考えていますか。

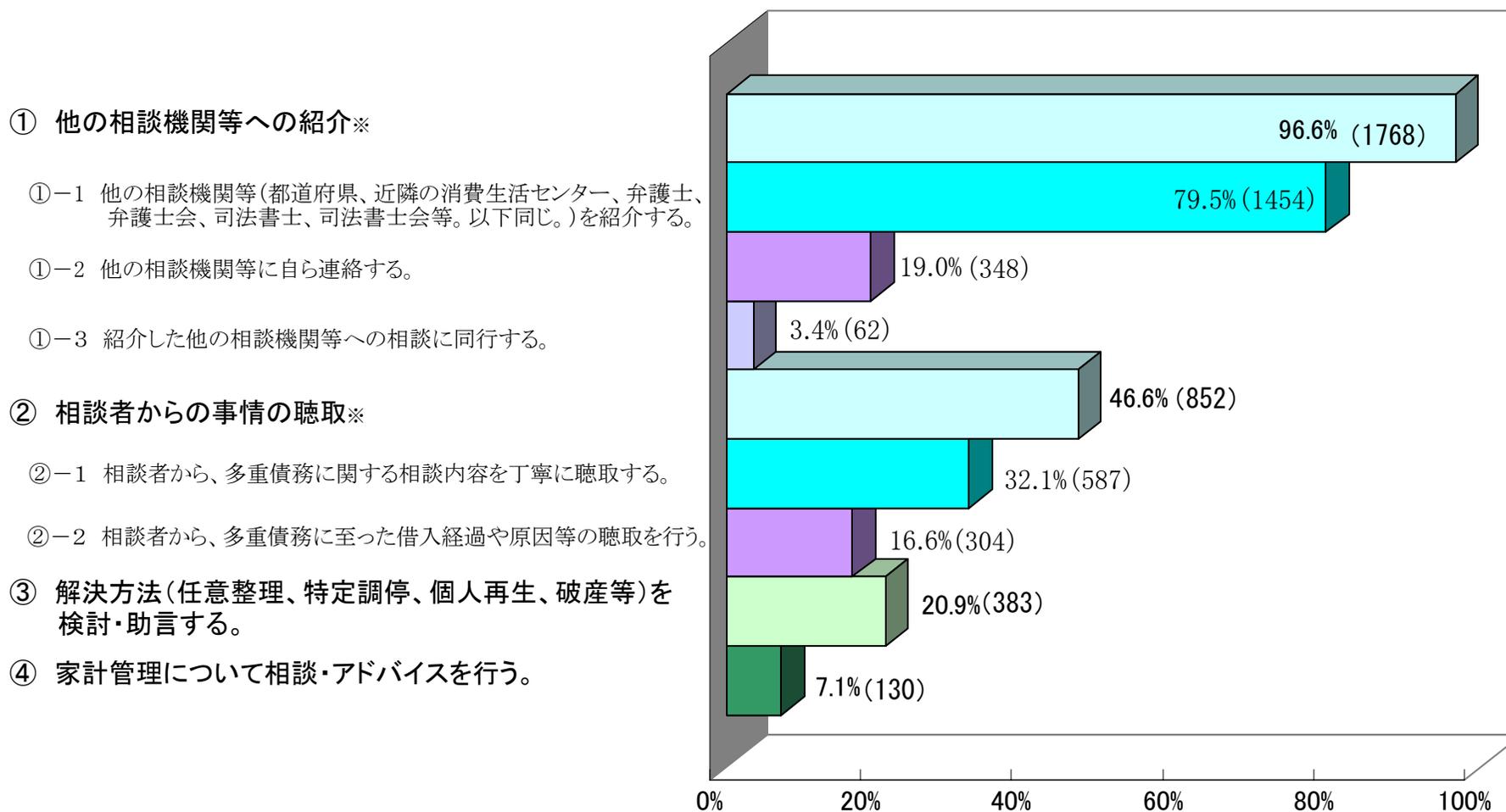
多重債務問題は深刻であると考えている自治体	50.9%
	(931自治体)

各問についての集計結果

2 今後の見通しについて

Q14. 住民からの多重債務問題に関する相談業務として、仮に、今後新たに貴自治体に以下の取組を求められることとなった場合、どのような対応までなら可能と考えていますか(複数回答可)。(①-1~3を選択する場合にはこれらのうち1つのみを選択可。同様に、②-1~2を選択する場合にはこれらのうち1つのみを選択可。)

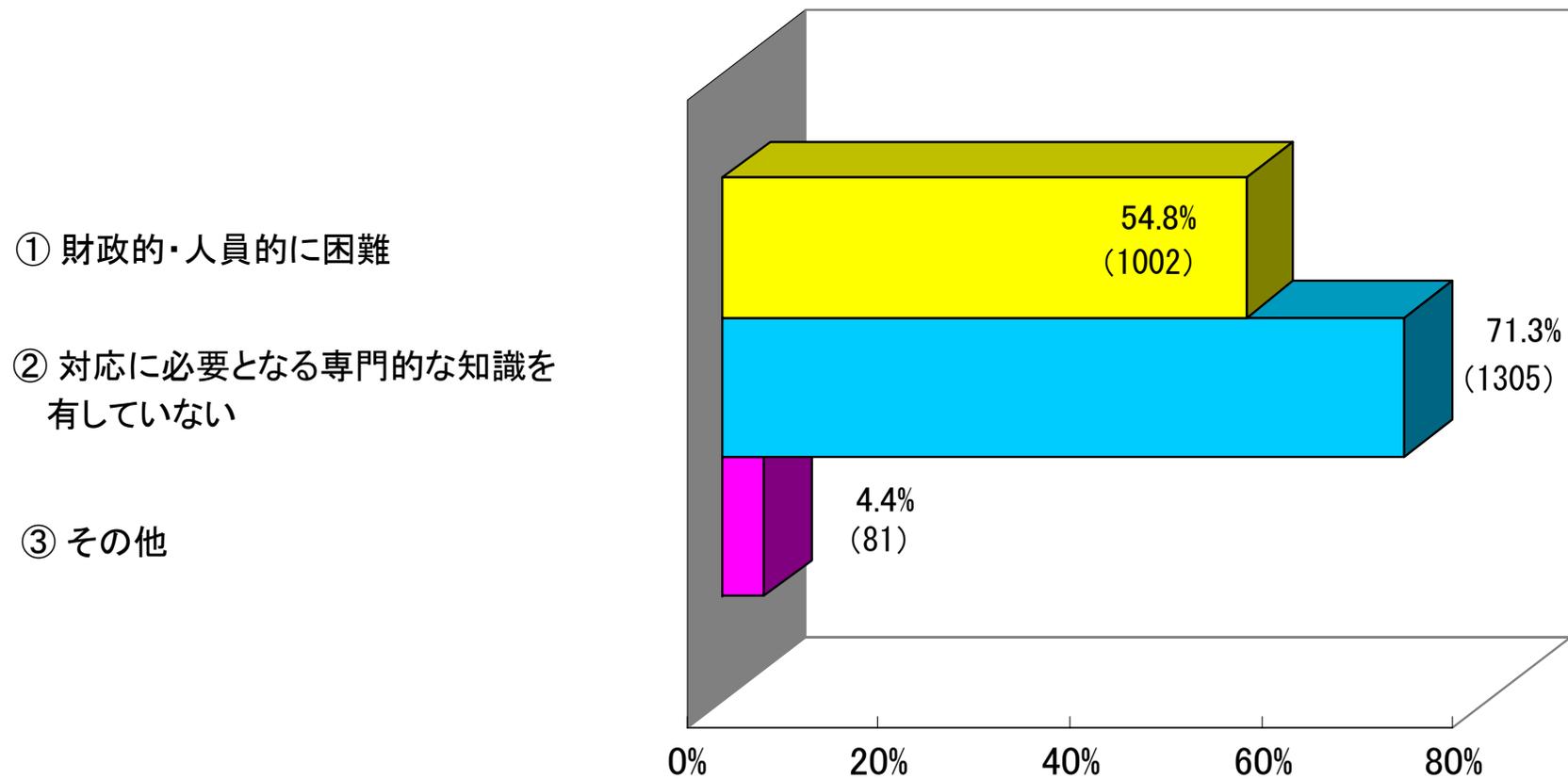
() 内は自治体数



※①-1~3と②-1~2のそれぞれのうち、複数を選択した自治体があることから、①、②の値は①-1~3又は②-1~2の割合の単純合計と異なる。

Q15. Q14. に対応困難とした項目について、その理由は何ですか(複数回答可)。

() 内は自治体数



Q17. 住民からの多重債務問題に関する相談業務に関し、仮に、今後新たに貴自治体にQ14に掲げる各取組への対応が求められる場合、必要となる追加的経費や専門的知識を有する人材の育成・確保について、本来誰が責任をもって対応すべきと考えますか。(複数回答可)

() 内は自治体数

